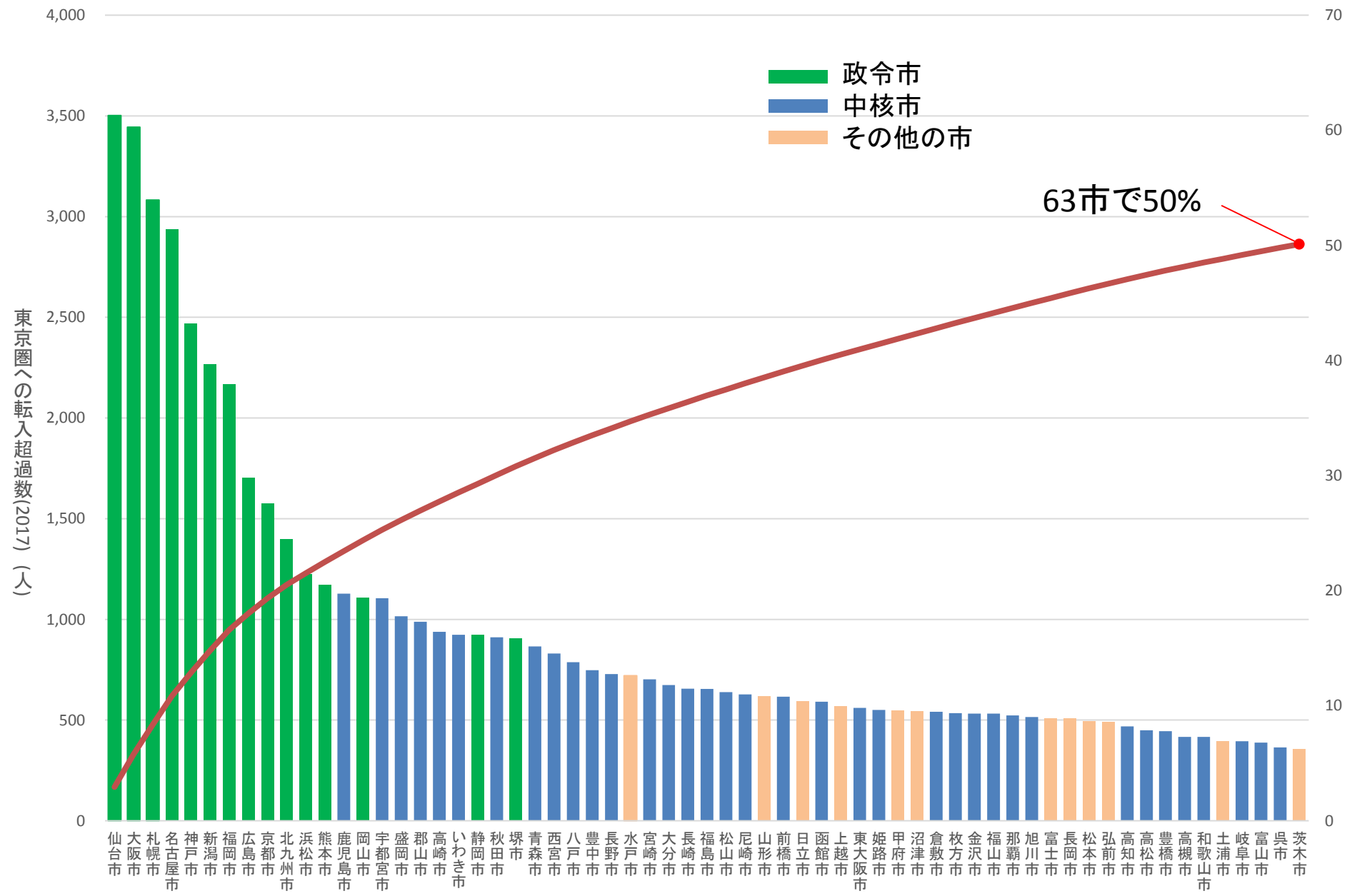


地方の魅力を高めるまちづくりの推進について

平成30年11月22日

1. 中枢中核都市について

東京圏への転入超過数 市町村別内訳と累積割合（2017年 上位63市）



資料: 住民基本台帳の人口移動のデータ(日本人人口)に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

中枢中核都市に対する支援について

1. 中枢中核都市の位置付け

東京一極集中の是正等の観点から、中枢中核都市を未来投資戦略2018等において位置付け

○未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

東京一極集中の是正に向けて、中枢中核都市の機能強化を図り、企業誘致や地域の企業の事業拡大等によって企業活動が活性化し、人や大学が集積する魅力ある拠点にしていくための方策について検討し、年内に成案を得る。

2. 中枢中核都市の考え方

- 活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮することが期待されている。
- そのため、①産業活動の発展のための環境、②広域的な事業活動、住民生活等の基盤、③国際的な投資の受入環境、④都市の集積性・自立性、等の条件が備わっていることが求められる。

3. 支援措置の方向性

中枢中核都市に対する支援を強化

- ・ 省庁横断支援チームによるハンズオン支援
- ・ 地方創生推進交付金による支援

※「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」で具体的に議論

等



中枢中核都市の範囲について（案）

1. 中枢中核都市に期待する役割

- 活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、
- 圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を有する（圏域住民が、東京圏に行かずとも就業、就学等の自己実現を果たし、豊かな生活環境を享受できる）

2. 中枢中核都市が備えるべき機能と主な評価軸

①産業活動の発展のための環境が整っていること

- (例) ○ 企業の重要な業務拠点の集積があること
- イノベーションが創発される産学連携等の環境があること（大学、高専、研究施設、公設試験研究機関等、研究開発拠点の存在等）

②広域的な事業活動、住民生活等の基盤があること

- (例) ○ 広域交通拠点（新幹線駅・空港・高速IC）へのアクセス性が高いこと
- 救命救急センター等の高次医療施設、高次文化施設等があること

③国際的な投資の受入環境が整っていること

- (例) ○ MICE施設、宿泊施設、教育機関等が存在すること
- 国際的な研究施設等が存在すること

④都市の集積性・自立性

- 人口が概ね20万人以上で、昼夜間人口比率が一定値以上であること（衛星都市・ベッドタウンは対象外）



東京圏（1都3県）以外の政令指定都市、中核市、施行時特例市又は県庁所在市

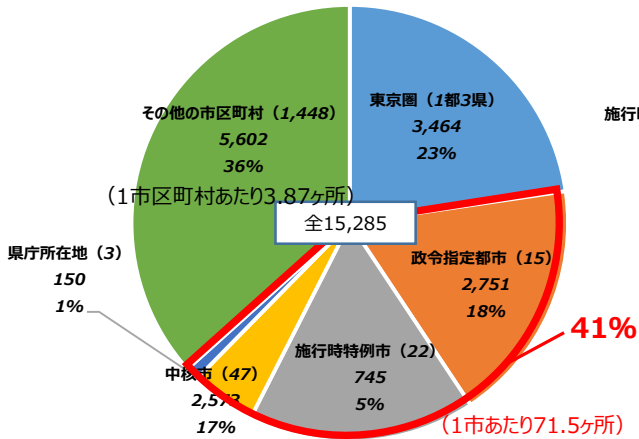
※昼夜間人口比率が概ね1.0未満の都市を除く

(参考) 中枢中核都市に集積する機能

○ 中枢中核都市では、圏域全体の産業や教育、住民生活を支える機能等が集積している。

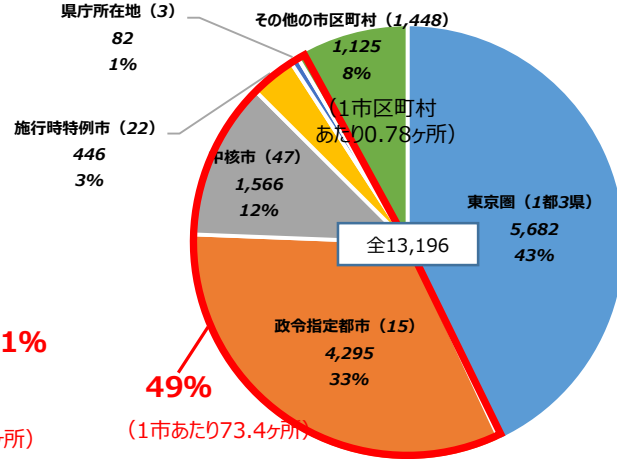
産業や教育、生活を支える機能の例

銀行



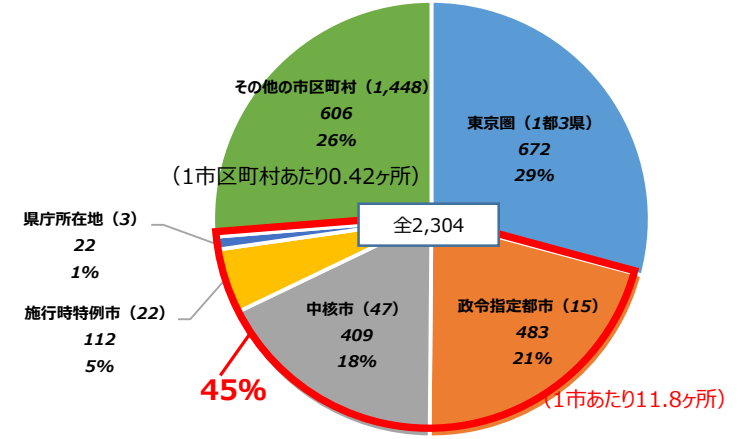
※銀行：普通銀行，郵便貯金銀行及び信託銀行を指す
出典：平成26年経済センサス-基礎調査をもとに内閣府が作成

法律事務所・特許事務所



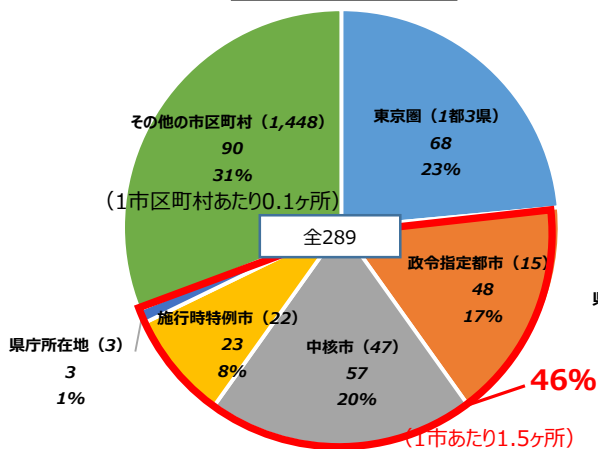
出典：平成26年経済センサス-基礎調査をもとに内閣府が作成

高等教育機関



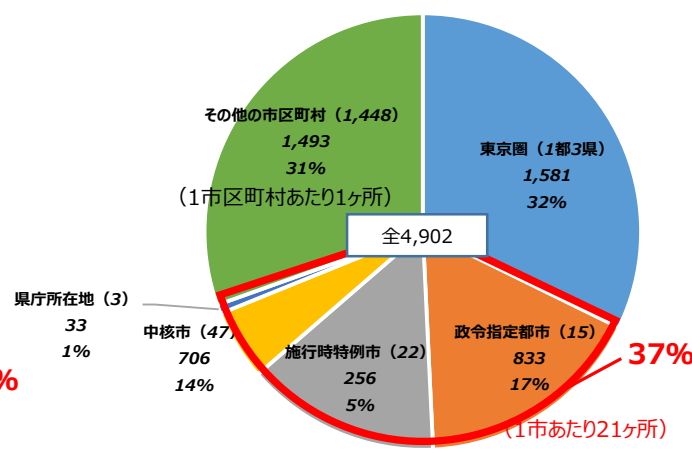
※高等教育機関：大学及び職業又は実際生活に必要な能力を育成するための教育を行う短期大学，高等専門学校を指す
出典：平成26年経済センサス-基礎調査をもとに内閣府が作成

救急救命センター



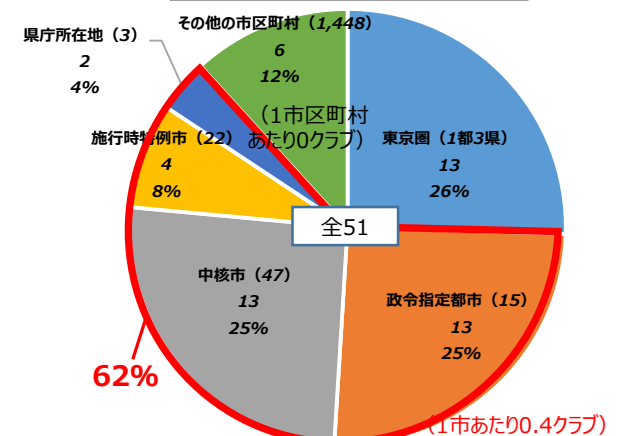
出典：日本救急医学会「全国救命救急センター設置状況」をもとに内閣府が作成

フィットネスクラブ



※フィットネスクラブ：プール，トレーニングジム，スタジオなどの運動施設を有し，会員に提供する事業所を指す
出典：平成26年経済センサス-基礎調査をもとに内閣府が作成

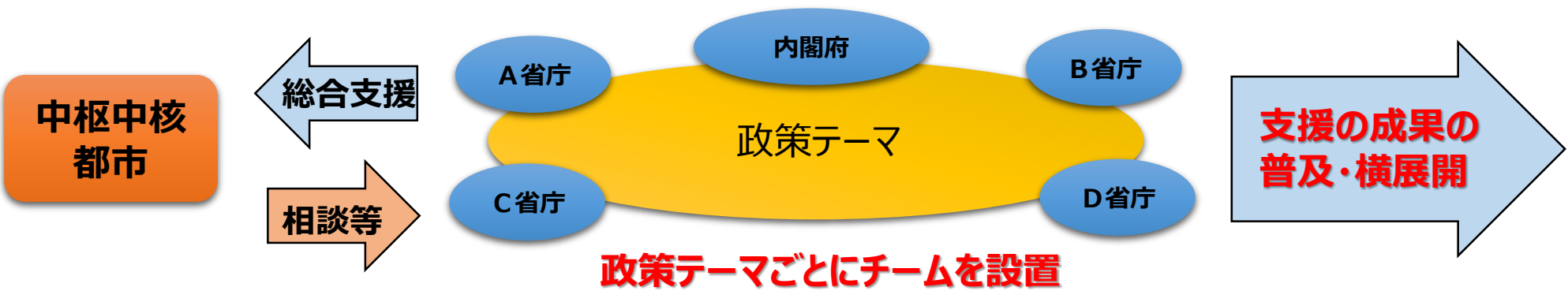
Jリーグクラブのホームタウン数



※Jリーグクラブ：J1、J2、J3に所属するクラブチームを指す
出典：2017年Jリーグ選手・クラブ名鑑をもとに内閣府が作成

中枢中核都市に対する省庁横断的なハンズオン支援（イメージ）

- 中枢中核都市の機能強化に当たっては、共通に抱えている課題（政策テーマ）を対象とし、手上げ方式により、都市を選定。各省連携で支援を行った上で、その成果の普及・横展開を行う。
 - ※ 一つの都市だけでなく、複数の都市、都市圏も対象に含める。
 - ※ 想定される政策テーマ例：近未来技術の社会実装、まちなか活性化、住宅団地再生等
- 関係省庁を含め、準備ができた政策テーマから、順次、省庁横断チームを設置し、支援を開始。



ハンズオン支援実施の例

コンパクトシティの形成、生涯活躍のまちの形成など、特定の政策テーマについて、地方公共団体からの相談等のワンストップ対応、現場における課題やニーズの吸い上げ、活用できる支援施策の充実・紹介等を行うため、省庁横断チームを設置。必要に応じ、現地で意見交換を行う。なお、当該支援による成果は、共有化し、横展開を行う。

コンパクトシティ形成支援チーム（H27.3設置）

国土交通省〔事務局〕

内閣官房	復興庁	総務省	財務省	金融庁
文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	環境省

生涯活躍のまち形成支援チーム（H28.3設置）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局〔事務局〕

文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省
-------	-------	-------	-------

「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」 の設置について

- 地方創生を更に加速させるため、地方創生推進交付金のあり方について、有識者と国・地方公共団体の実務者が協働して、建設的な議論を進める場として、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」を設置。

テーマ

- ①次期のまち・ひと・しごと創生総合戦略と合わせた地方創生推進交付金のあり方
- ②地方創生推進交付金の運用改善策

等

スケジュール

平成30年11月13日…第1回検討会
平成31年 5月頃……最終とりまとめ

構成

①有識者

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授
田口 太郎 徳島大学総合科学部准教授

②地方公共団体の実務者

利川 智 富山県総合政策局企画調整室長
長谷川 尚洋 徳島県政策創造部地方創生局
地方創生推進課長

我山 博章 三重県名張市総務部長
秋葉 孝博 北海道網走市企画総務部企画調
整課長

海老澤 督 茨城県大洗町まちづくり推進課副
参事

眞木 伸浩 京都府井手町地域創生推進室理
事・室長

③国の実務者

内閣官房・内閣府から次長、審議官、課長級

これまでの地方創生推進交付金の運用弾力化について

(1) 新規申請事業数

	28年度第1回	28年度第2回	29年度～
都道府県	最大5事業	最大7事業 (うち広域連携: 1事業)	原則7事業以内 (うち広域連携: 2事業)
市区町村	最大3事業 (うち広域連携: 1事業)	最大4事業 (うち広域連携: 1事業)	原則4事業以内 (うち広域連携: 1事業)

(2) 交付上限額

	28年度	29年度	平成30年度～
都道府県	[先 駆]国費: 2億円 [横展開]国費: 0.5億円	[先 駆]国費: 3億円 [横展開]国費: 0.75億円	[先 駆] 国費: 3億円 [横展開] 国費: 1億円
市区町村	[先 駆]国費: 1億円 [横展開]国費: 0.25億円	[先 駆]国費: 2億円 [横展開]国費: 0.5億円	[先 駆] 国費: 2億円 [横展開] 国費: 0.7億円

(3) ハード事業割合

28年度第1回	28年度第2回	29年度	30年度～
年度ごとの事業費に占めるハード事業の割合が概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が、原則として、概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等(ハード)事業の割合が原則として概ね1/2未満。ただし、 ソフト事業との連携により高い相乗効果が見込まれる場合は、その割合が1/2以上(8割未満)であっても申請可能。(事業数: 都道府県は年間2事業まで、市区町村は年間1事業まで)

(4) 交付決定時期の早期化

28年度第1回	28年度第2回	29年度第1回	29年度第2回	30年度第1回	30年度第2回
8/30	12/22	継続: 4/1 新規・変更: 5/31	11/7	4/1	8/31

2. 高度経済成長期型のまちづくりからの転換

コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

- 平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながらか、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導**と、それと連携した**持続可能な地域公共交通ネットワークの形成**を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】(平成26年8月1日施行)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ
- 誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

地域公共交通網形成計画

（地方公共団体が中心となって作成）

【改正地域公共交通活性化再生法】

（平成26年11月20日施行）

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

デマンド型乗合タクシー等の導入

コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体が事業者等の同意の下作成）

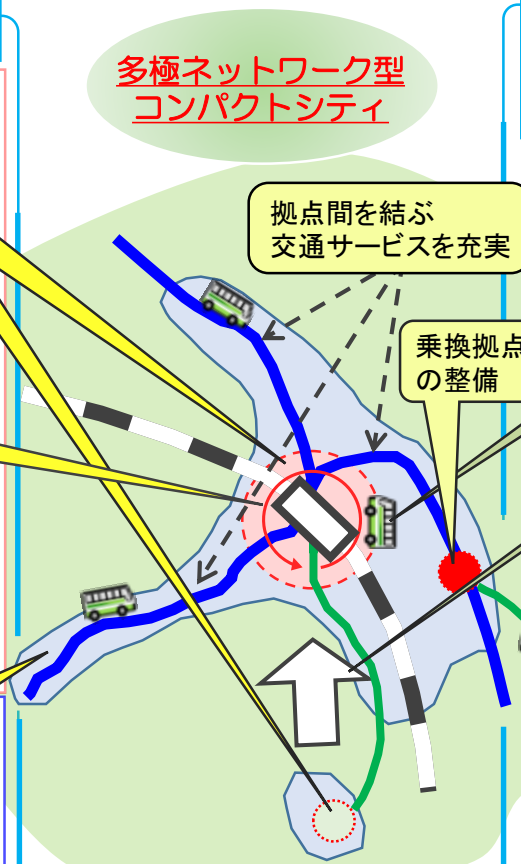
- 事業の具体的内容
 - ・運行主体
 - ・運行ダイヤ
 - ・ルート
 - ・運賃 等

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するため、平成27年8月に地域公共交通活性化再生法等を改正

多極ネットワーク型コンパクトシティ



立地適正化計画

地域公共交通網形成計画

連携

好循環を実現

中心市街地活性化制度の概要

- 中心市街地の活性化に関する法律(H18.8施行)に基づき、少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 市町村がまちづくり会社・商工会議所等による協議会と連携し基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援。(累計認定数:142市2町226計画(H30.12現在))

中心市街地を取り巻く状況

- ✓ 都市機能の拡散、モータリゼーションの進展、大規模集客施設の郊外立地
- ✓ 居住人口の減少、コミュニティとしての魅力低下 など

中心市街地活性化の目標

- 多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間の実現
- 活力ある地域経済社会の確立

市町村

中心市街地活性化基本計画の作成

- 基本的な方針
- 位置及び区域
- 目標(定量的な数値目標)
- 計画期間(概ね5年以内)
- 中心市街地活性化のための事業
- フォローアップ、推進体制 など

連携

中心市街地活性化協議会

- ・ まちづくり会社
- ・ 商工会・商工会議所
- ・ 民間事業者、地域住民 など

内閣総理大臣による計画認定 関係府省庁によるソフト・ハード両面での重点支援

認定・支援

市街地の整備改善

都市福利施設の整備

まちなか居住の推進

経済活力の向上

主な取組事例

○公共交通を軸としたコンパクトシティの形成

(例) 富山市では、LRTの整備や、沿線での商業・業務・福祉等の都市機能の集積、まちなか居住を促進。10年間で1100人超の社会増。

○遊休施設を活用した民間まちづくりの推進

(例) 富良野市では、病院跡地や空きビルを活用するなど、まちづくり会社を中心となり、「フラノマルシェ」、市民ホール、高齢者住宅、医療施設、保育所、宿泊施設等の多様な機能を集積。賑わいが再生し、5年連続で地価が上昇(対H25年比2割増)。

○空き店舗を活用した起業・事業拡大の促進

(例) 日南市では、市が公募した外部人材を中心に、まちづくり会社が主体となり、中心商店街の空き店舗を利用した起業誘致等により、サテライトオフィスを含む29の新規開業を実現。



富良野市 フラノマルシェ

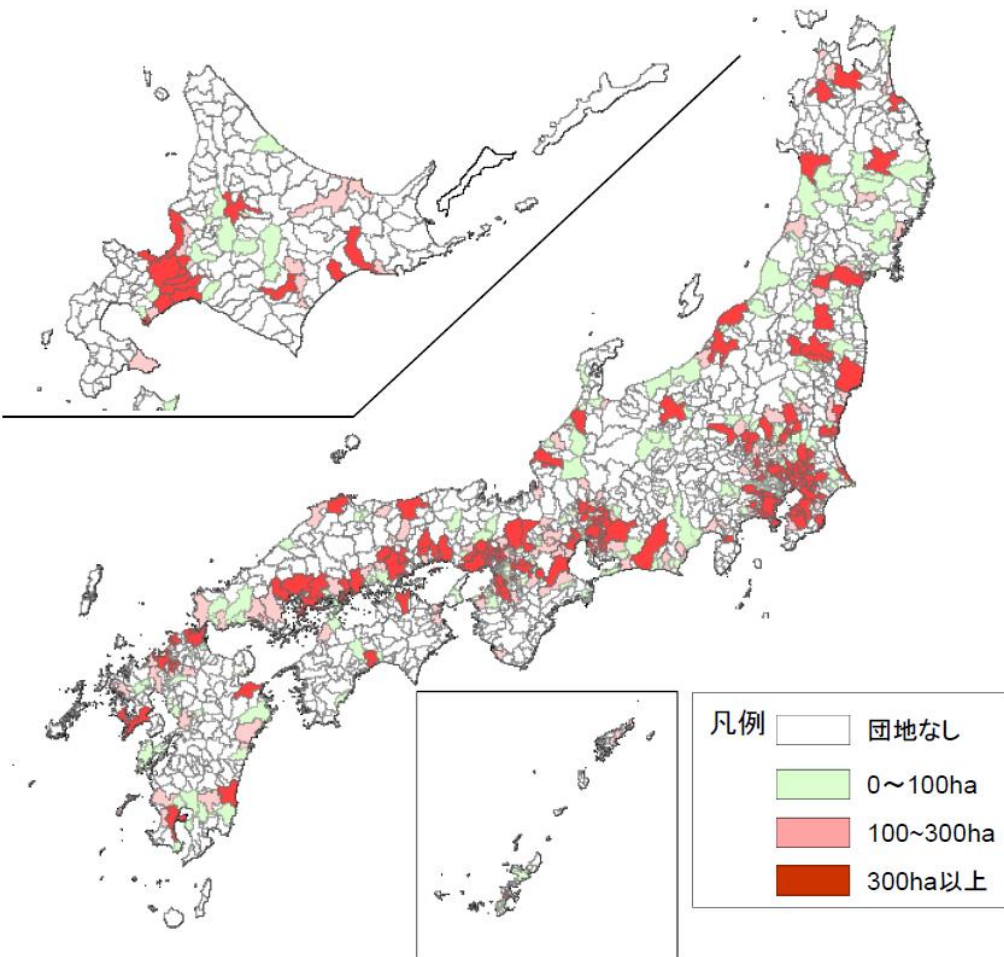


日南市 油津商店街

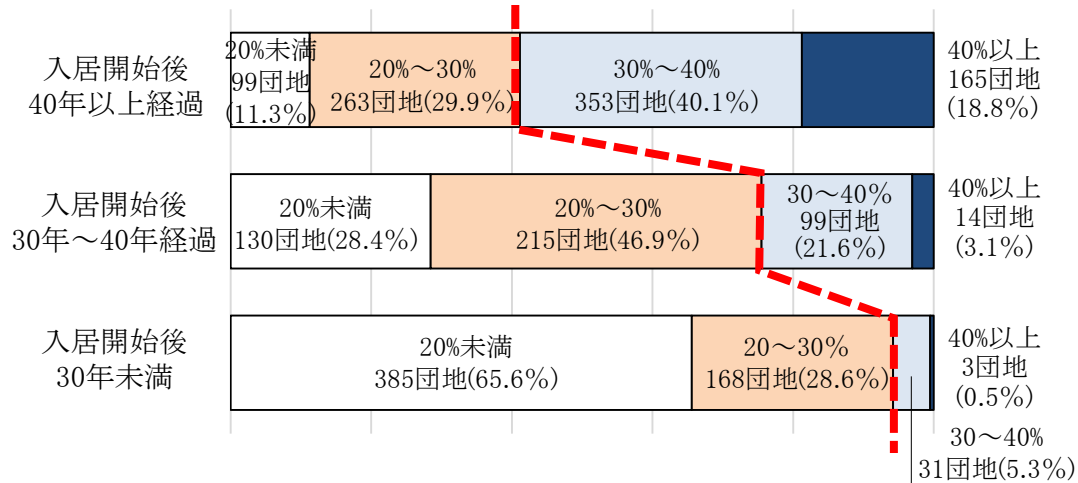
全国の住宅団地の現状について

- 高度成長期に形成された住宅団地は、全都道府県に立地。
- 同時期に入居した結果、高齢者世帯が一気に増加。今後、空家が大量に発生する可能性も。
- 住宅の単一用途が主体で、多様な機能導入を阻害

○住宅団地の市区町村別面積



○住宅団地の高齢化率の状況



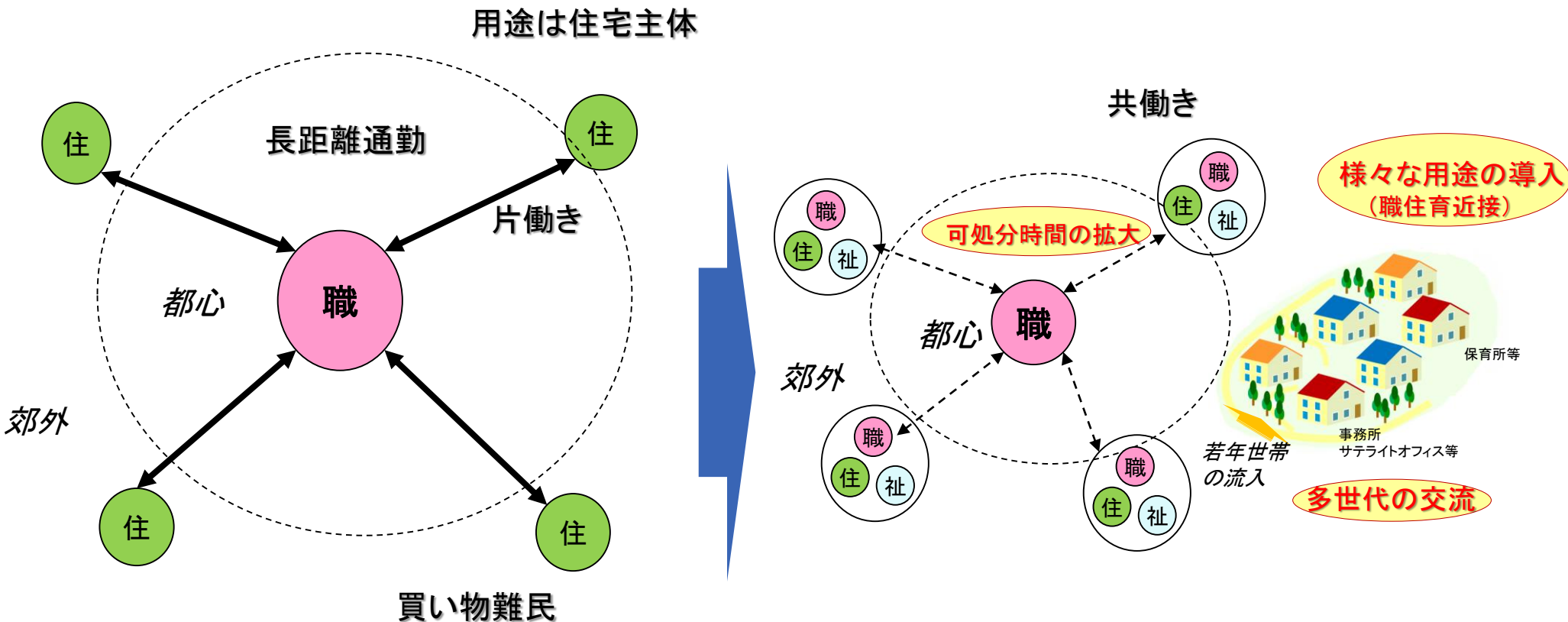
○住宅団地を構成する住宅種別ごとの団地数

	総数
団地全体	2,903
戸建住宅を含む	2,689 (92.6%)
うち戸建住宅のみ	1,488 (51.3%)
公的共同賃貸住宅を含む	499 (17.2%)
うち公的共同賃貸住宅のみ	85 (2.9%)
民間共同賃貸住宅を含む	988 (34.0%)
共同分譲住宅を含む	556 (19.2%)

高度成長期型まちづくりからの転換～郊外住宅団地の再生～

《従来》

《今後》



少子高齢化、共働き型社会への対応として、多世代・多機能のまちづくりに転換

住宅団地の再生の取組例

高齢化した居住者が住み続けられ、若者や子育て世帯にとって魅力ある住宅団地の再生を実現

○生活を支えるサービスの充実

- ・店舗等の生活利便施設の整備の推進
- ・高齢者等の居住者が利用しやすい移動サービスの充実
- ・子育て支援施設の整備の推進
- ・高齢化に対応した医療・福祉施設の整備、地域包括ケアの実現
- ・その他地方公共団体やNPO等との連携強化・取組推進



地域の足としてのコミュニティバスの導入

○住宅団地の若者世帯の住替えによるコミュニティミックスの促進

- ・空き家を活用したシェアハウス等、新たな住まいの供給による住替えの誘導
- ・地域のNPO等による活動を通じた多世代交流の促進



地域包括支援センターの誘致、見守りのためのマルシェ等の実施

○団地の多機能化と多世代協働の促進、就業機会の創出

- ・空き家・空き地を活用した、商業施設等の様々な機能の導入の促進
- ・高齢者や若者、子育て中の主婦等、多様な者が協働し、地域で就業できる場の創出



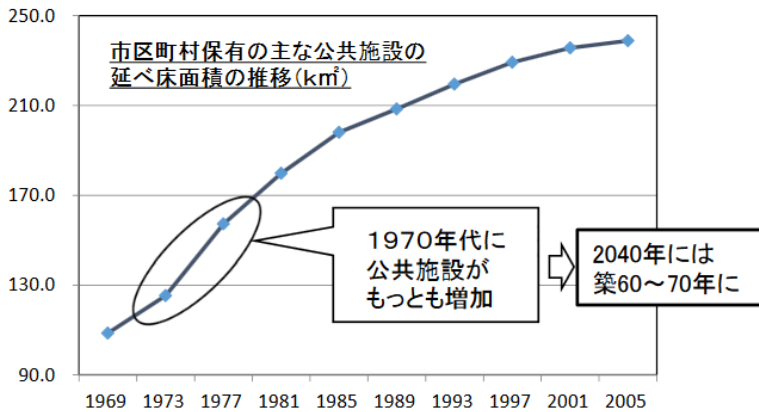
地域での子育て世帯・多世代交流を促進し助け合いながら子育てができる取組

エリア限定的に、ワンストップで、スピード感を持って、用途規制に係る特例許可の柔軟化等、手続の合理化等を実施する制度の構築を検討

高度成長期型まちづくりからの転換～公的不動産の利活用～

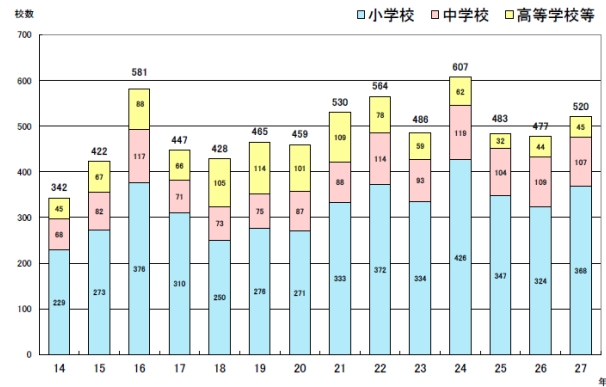
- 厳しい財政状況のなかで、①公共施設等の老朽化が進行するとともに、②人口減少、少子高齢化の進行に伴い、公共施設等のニーズの変化も見込まれる。
- このため、まちの再生にあたっては、民間の資金・能力等を活用した、公的不動産の利活用が喫緊の課題であるが、地方公共団体は、十分なノウハウを有していない。

【公共施設状況調査】



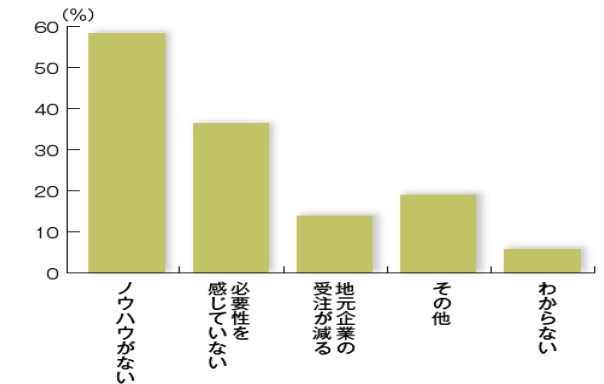
(出典)自治体戦略2040構想研究会(第4回)事務局提出資料<インフラ・公共施設/公共交通>(平成29年12月、総務省自治行政局)から引用

公立学校の年度別廃校発生数



(出典)文部科学省「廃校施設活用状況実態調査の結果について」

■図1 地方公共団体がPPP/PFI事業を推進しない・推進していない理由



注:複数回答。回答団体数789。
資料:経済財政諮問会議「非社会保険分野WG資料」より、みずほ総合研究所作成

ノウハウの積極的な提供により、公的不動産の利活用を推進

<廃校の活用の例>



→シェアオフィス等

<小学校跡地の活用の例>



→保育所、コミュニティ施設等

(参考)経済財政運営と改革の基本方針2018について
(平成30年6月15日閣議決定)(抄)

- ・地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策を講ずる。
- ・人口20万人以上の地方公共団体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援に加え、人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、年内に改革工程を具体化する。